



## 令和6年度 東京都版図柄入りナンバープレート 寄付金活用事業募集要項

### 1. 概要

東京都は、地域振興と観光振興のため、令和5年10月から都全域を対象とする図柄入りナンバープレートの交付を開始しました。

図柄入りナンバープレートは、フルカラー版を選択する際に1,000円以上の寄付金をいただいております。寄付金を管理する「公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「財団」という。）」が、地域の協議会が選定する事業へ例年助成しています（※）。

このため、東京都が設置した「東京都版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会」では、今年度の寄付金を充てるべき事業を以下のとおり募集します。

※：地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和6年度）

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-local6/>

### 2. 募集期間

募集期間：令和6年6月17日（月曜日）から同年7月8日（月曜日）まで

### 3. 対象団体

次の（1）～（9）全てにあてはまる団体とします。

- （1）都内の自治体・法人・団体であること。（個人を除く。）
- （2）組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること。
- （3）都内で活動し、都内に主たる組織または事務局があること。
- （4）反社会的勢力と関係がないこと。
- （5）日本国内において税金の滞納をしていないこと。
- （6）日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による申立て等、協定事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- （8）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- （9）過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

#### 4. 対象事業

次の（１）～（９）の全てにあてはまる事業とします。

- （１）「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和６年度）」の「２．助成対象事業＜実施要領 第２条関連＞」に定める以下のいずれかの事業
  - ①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
  - ②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
  - ③公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
  - ④次世代自動車の普及に資する事業
  - ⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
  - ⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業
  - ⑦街づくりに資する事業
  - ⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
  - ⑨その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業
- （２）都内で実施する事業であること。
- （３）当該事業が、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを対外的に確認ができる表示を行うこと。
- （４）事業実施期間は、令和６年１０月下旬頃（財団決定後）から令和７年３月３１日までを基本とする。ただし、交付決定前に事業の着手を行う場合は、その必要性を合理的かつ具体的に記載すること。
- （５）事業費のうち、申請する助成額が助成予算額の範囲内であること。
- （６）営利を目的とした事業でないこと。
- （７）事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
- （８）公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- （９）政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。

#### 5. 助成額等

- （１）助成額：１事業１００万円程度 ※助成予算額は１,９８３,０００円で、２事業を選定予定
- （２）助成対象経費：事業の実施にかかる経費（ただし、組織の運営費等を除く）

#### 6. 応募書類

上記１の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和６年度）」における以下の応募書類を提出してください。

ただし、様式第１については、東京都版の申請書を提出してください、

- （１）（様式第１）東京都版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請書
- （２）（様式第１・別紙１）助成金交付申請事業の概要
- （３）（様式第１・別紙２）助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等

<添付書類>

- ①上記の「積算内訳」で使用した積算単価について、その単価の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
  - ②上記①以外で、助成対象経費の算定に関して参考となる資料
  - ③交付申請者の会社概要及び業務内容がわかる資料（交付申請者が地方公共団体の場合を除く。）
- (4) (様式第1・別紙3) 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）

<応募書類>

様式第1	WORD	PDF
様式第1・別紙1	EXCEL	PDF
様式第1・別紙2	EXCEL	PDF
様式第1・別紙3	EXCEL	PDF

## 7. 応募方法等

- (1) 応募数：1自治体・法人・団体につき1事業の応募とします。
- (2) 応募方法：電子メール又は郵送により行います。なお、郵送の場合は、2部（正・副各1部）提出してください。
- (3) 応募先：下記10の宛先とします。
- (4) 応募締切：令和6年7月8日（月曜日）17時必着
- (5) 質問：本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応します。

①質問方法

下記の「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより、下記10の宛先に送付してください。なお、電話や訪問等による問合せについては対応しません。

質問票	WORD	PDF
-----	------	-----

②受付期間

令和6年6月17日（月曜日）から同年6月26日（水曜日）17時まで

③回答

令和6年6月28日（金曜日）までに、東京都政策企画局のホームページ上に質問と合わせて回答を掲載します。原則として個別回答は行いません。

※東京都政策企画局ホームページ：<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/>

## 8. 選定方法

- (1) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、「東京都版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会」（事務局：東京都 政策企画局 計画調整部 計画調整課）において行います。
- (2) 対象事業は、公益性、広域性、実効性等の観点から選定を予定します。
- (3) 選定の決定は、募集期間終了後3週間以内に行い、選定された事業者にもメールにてご

連絡します。また、選定された事業者及び事業について、東京都政策企画局のホームページ上に掲載します。

なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関する問合せは、一切応じかねますので、ご了承ください。

※東京都政策企画局ホームページ：<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/>

(4) なお、事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではありません。

## 9. その他

本要項に記載のない事項については、上記1の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和6年度）」における以下の規定類によるものとします。

- (1) 公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程 <選考規程>
- (2) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領 <実施要領>
- (3) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成募集要項 <募集要項>

## 10. 問合せ先

東京都版図柄入りナンバープレート寄付金活用協議会 事務局

(東京都 政策企画局 計画調整部 計画調整課)

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 11階北側

電子メール：[S0015001\(at\)section.metro.tokyo.jp](mailto:S0015001(at)section.metro.tokyo.jp)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。